

記入欄に書ききれない場合は、「別紙〇のとおり」と記入し、別紙〇を添付してください。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長 殿

日付は、空欄で持参し、申請書受付時に記入してください。

・法人の場合は登記事項証明書どおりに記入してください。
・個人の場合は住民票どおりに記入してください。

申請者
〒471-8501
住所 豊田市西町3丁目60番地
氏名 豊田市株式会社
代表取締役 豊田 一郎
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)
電話番号 0565-31-1212

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に
たいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

品目名は、許可申請に当たつての留意事項を参照して、記入してください。

事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え、保管を除く
汚泥▲、廃プラスチック類*※、金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず*※、紙くず
以上5品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む)
積替え、保管を含む
ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず*■、がれき類■
以上2品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
*は自動車等破砕物を除く ※は石綿含有産業廃棄物を除く
■は石綿含有産業廃棄物を含む ▲は水銀含有ばいじん等を除く (以下同様)

事務所とは、事務を行う場所。
事業場とは、積替え保管施設を示す。
該当がない場合は、「該当なし」と記入してください。

事務所及び事業場の所在地

事務所 電話番号 0565-31-1212
豊田市西町3丁目60番地
事業場 電話番号 0565-28-2000
豊田市渡刈町大明神39番地3

事業の用に供する施設の種類及び数量

車両 3台 コンテナ 3個
ドラム缶 10本
蛍光管ケース 1個

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限

豊田市渡刈町大明神39番地3
全体面積 100m²
保管面積 20m²
種類 ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず*■、がれき類■
なお、上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。
保管上限 10m³
保管高さ 該当なし

土地の登記事項証明書どおりに記入してください(住所表記ではなく地番表記となります)。

積替え保管しない場合は、「該当なし」と記入してください。

変更許可申請の場合でも当該欄のある様式を用いてください。

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	豊田市	09020000001
	愛知県	02310000001 02320000001 02350000001
	名古屋市	産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業申請中(R△△.△△.△△)

申請者(個人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本住	他の種類の許可を含め、有する許可の許可番号及び申請中の許可を記入してください(豊田市許可についても記入してください)。
(法人である場合)		住民票どおりに記入してください。	
(ふりがな)名称		所	登記事項証明書どおりに記入してください。
とよし 豊田市株式会社		豊田市西町3丁目60番地	

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所
該当なし			
(法人である場合)			
(ふりがな)名称		住	所
該当なし			

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな)氏名	<ul style="list-style-type: none"> 住民票に記載されているとおりに、氏名、本籍及び住所を記入してください(氏名等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記入すること。…西町3-60のように省略しないこと。番地において、“の”の有無を確認すること。丁目等の数字は漢数字かアラビア数字か注意すること。) 外国人の方は、氏名欄には、本名及び通称名(ある場合)、本籍欄に国籍を記入してください。 ふりがなも忘れずに記入してください。 登記上の役員ではなくても、相談役、顧問等で会社に対して支配力を有する者がある場合は、記入してください(ただし、講習会の修了者としては認められません。)
該当なし	

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな)氏名	生年	役	住所
とよし 一郎	S20.2.2	代表取締役	豊田市西町3丁目60番地
おかざき じろう	S30.3.3	取締役	名古屋市北区三丁目237番地
いちのみや さくら	S40.4.4	執行役(岡崎支店長)	岐阜県岐阜市岐阜町1番地
せと はなこ	S50.5.5	監査役	岐阜県岐阜市岐阜町1番地
瀬戸 花子			瀬戸市東権現町38番地
はんだ しろう	S20.6.6	相談役	半田市出口町一丁目45番地4
きん ごろう こまき ごろう	S30.7.7	顧問	韓国
金 五郎(小牧五郎)			小牧市堀の内三丁目62番地

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき）

発行済株式の 総数	1,000株		出資の額	1,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所
とよた いちろう 豊田 一郎	S20.2.2	500株	豊田市西町3丁目60番地	
		50%	同上	
おかざき じろう 岡崎 次郎	S30.3.3	200株	名古屋市北区三丁目237番地	
		20%	岡崎市康生通西三丁目30番地(岡崎ハイツ201号)	
とよたし 豊田市株式会社		200株		
		20%	豊田市西町3丁目60番地	
他に5%以上の株主は存在しません。				
住民票や登記事項証明書どおりに、氏名、本籍及び住所を記入してください (…西町3-60のように省略しないこと)。				

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
該当なし		豊田支店には支店長等代表者を置いておりません。	

- ・登記事項証明書に支店登記されている場合は、すべての支店の支店長を記入してください。また、支店登記しているものの支店長等代表者を置いていない場合は、記入例どおりに記入してください。また、役員が兼務する場合は、第2面に記入してください。
- ・使用人に該当する者は、次に掲げる者です。
 - ①本店又は支店の代表者
 - ②事業場、事務所の代表者であって、産業廃棄物処理業に関する契約権限を有する者（登記していない支店やその他の事業場や事務所の代表者である場合は、この者が政令使用人に該当する旨の証明書を添付してください。）。
- ・使用人のうち、講習会の修了者として認められる者は、本店、支店、事業場又は事務所の代表者であって、豊田市内における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を有する者です。
- ・豊田市内における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を持っていても事業場等の代表者でない方や、事業場等の代表者であっても豊田市内における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を持たない方は、講習会修了者として認められませんのでご注意ください。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

汚泥▲

・水質処理施設から排出される汚泥を密閉容器に入れて収集し、中間処分場（脱水）へ運搬する。
混合物（廃プラスチック類*※、金属くず*、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※）

・県内建設現場から排出される建設系混合廃棄物を収集し、中間処分場（選別）へ運搬する。
蛍光管（金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。））

・県内事業場から排出される蛍光管を収集し、中間処分場（蛍光管の破碎）へ運搬する。

廃プラスチック類*※

・大規模小売店から排出される発泡スチロール及びペットボトルを中間処分場（溶融、破碎）へ運搬する。

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*■、がれき類■

・県内の建設現場から収集し、自社積替え保管施設で保管し、最終処分場へ運搬する。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥▲	2t/月	泥状	半田(株)「他5社」 半田市出口町1丁目45番地4号	該当なし	春日井(株) (脱水) 春日井市柏井町二丁目31番地 0568-00-0000
2	混合物 (廃プラスチック類*※、金属くず*、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*※)			() 書きで予定運搬先の処分方法を記入してください。		
3	混合物 (廃プラスチック類*※、金属くず*、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*※)	10 t/月	固形	豊川(株) (建設業) 豊川市諏訪三丁目237 (県内各工事現場)	該当なし	津島(株) (選別) 津島市橋町4番5号
4	蛍光管 (金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*※ (以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。))	1t/月	固形	新城(株)「他10社」 新城市字石名号20-1	該当なし	(株)東三 (蛍光管の破碎) 豊橋市八町通5丁目4番
5	廃プラスチック類*※	1t/月	固形	半田(株)「他5社」 半田市出口町1丁目45番地4号	該当なし	春日井(株) (溶融・破碎) 春日井市柏井町二丁目31番地 0568-00-0000
6	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*■	5t/月	固形	豊川(株) (建設業) 豊川市諏訪三丁目237 (県内各工事現場)	豊田市渡刈町大明神39番地3	(株)西三河 (埋立) 岡崎市明大寺本町1丁目4番地
7	がれき類■	10t/月	固形	同上		
8	<p>*は、自動車等破碎物を除く ※は、石綿含有産業廃棄物を除く ■は、石綿含有産業廃棄物を含む</p> <p>上記で「水銀使用製品を含む」と記載のないものは、すべて水銀使用製品を含まない。 ▲は、水銀含有ばいじん等を除く</p>					

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること

・産業廃棄物の種類に対して、排出事業場が複数ある場合は、代表的な事業場を記入して、「他○社」と記入してください。
・業種指定のある品目については、排出事業者の業種も記入してください。
・混合物を運搬する場合は、「混合物（廃棄物の種類）」と記入してください。
・水銀使用製品産業廃棄物の場合は、「製品名（廃棄物の種類）」と記入してください。

原則として車検証の「使用者」を記入することとし、所有者と使用者が同じ（使用者の欄が空欄）場合は、「所有者」を記入してください。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	豊田 100 あ 11-11	4000	㈱豊田	借・新
2	ダンプ	豊田 100 い 22-22	10000	豊田市㈱	自・新 土砂禁車両
3	キャブオーバ	豊田 100 う 33-33	2000	豊田一郎	借・新
4					
6					
7					
8					
9					
10					

車検証の「車体の形状」を記入してください。

備考欄には、次の3事項を記入してください。

- ・「自」又は「借」：自車又は借用車の別
- ・新規許可申請の場合は、すべて「新」となり、更新許可の場合は、すべて「既」となる。
→更新申請の際に未登録車がある場合、事前に変更届を提出すること。
なお、登録を廃止する場合は、「廃」と記入してください（別途、変更届が必要です。）。
- ・ダンプの土砂等運搬禁止車両については、「土砂禁車両」と記入してください。なお、土砂等運搬禁止車両では、「鉾さい」、「がれき類」は運搬できません。

事務所の所在地

豊田市西町3丁目60番地

駐車場の所在地

豊田市市渡刈町大明神39番地3 (1、2号車)
豊田市細谷町3丁目1番地1 (3号車)
※付近の見取図を添付すること。

複数ある場合は、該当する車両がわかるように記入してください。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器を使用しない場合は「該当なし」と記入してください。

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
コンテナ	石綿含有産業廃棄物 運搬用	1m ³ 1個 2m ³ 2個	キャブオーバに搭載する際は、過積載しないように注意する。
ドラム缶	汚泥運搬用	200m ³ 1個	同上
蛍光管ケース	蛍光管運搬用	40本入 1個	積載する際は破損しないように注意する。

運搬する品目の名称等をすべて記入してください。

容量ごとに個数も記入してください。第1面と整合をとってください。

運搬上、制限がある等の特記事項を記入してください。

(日本産業規格 A列4番)

(3) 積替え又は保管施設の概要

- ・住 所 豊田市渡刈町大明神39番地3
- ・全体面積 100m²
- ・保管面積 20m²
- ・種 類 ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず*■、がれき類■
なお、上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。
- ・保管上限 10m³
- ・保管高さ 該当なし

*は、自動車等破砕物を除く

■は、石綿含有産業廃棄物を含む

- ・複数ある場合は、すべて記入してください(第1面と整合をとってください)。
- ・積替え保管を行わない場合には「該当なし」と記入してください。

※構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

・車両毎の用途

1号車 ・汚泥▲：運搬容器のドラム缶に入れ、密閉して運搬する。

・混合物（廃プラスチック類*※、金属くず*、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※）：混合物をシート掛けして運搬する。

・蛍光管（金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※（以上、水銀使用製品等産業廃棄物を含む。))：専用のケースに入れて運搬する。

2号車 ・廃プラスチック類*※：発泡スチロール及びペットボトルをシート掛けして運搬する。

3号車 ・混合物（廃プラスチック類*※、金属くず*、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※、がれき類※）：混合物をシート掛けして運搬する。

・ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*■、がれき類■：運搬コンテナに入れて、シート掛けして運搬する。

・蛍光管（金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※（以上、水銀使用製品等産業廃棄物を含む。))：専用のケースに入れて運搬する。

・収集運搬作業を行う時間

9時～17時（休憩 1時間）

・休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

*は、自動車等破砕物を除く

※は、石綿含有産業廃棄物を除く

■は、石綿含有産業廃棄物を含む

▲は、水銀含有ばいじん等を除く

・上記で「水銀使用製品を含む」と記載のないものは、すべて水銀使用製品を含まない。

・役員及び使用人の数は、様式第六号第2、3面と整合をとってください。
 ・会社全体の従業員数（従業員にはパート、アルバイト、派遣社員を含みます。）を記入し、規模が大きい会社については、この申請の事業に係る社員をうち数で（ ）書きしてください（（ ）内の合計欄は、（ ）内の数と役員の数合計としてください。）。

従業員数の内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請書の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4人	0人	2人	50(2)人	100(5)人	100(5)人	20人	276(18)人

(日本産業規格 A列4番)

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・飛散防止のため荷台にシート掛け
- ・汚泥はドラム缶により運搬
- ・石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混合しないよう、品目別にコンテナで運搬
- ・水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）は破損しないよう、専用のケースに入れて運搬

- ・運搬時の飛散流出対策等について記入してください。
- ・特別管理産業廃棄物の場合には、安全対策（腐敗、腐食、爆発性等）についても記入してください。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

- ・屋内で積み替え、保管を行う事により、飛散流出を防止する。
また、床面はコンクリート舗装とし、地下浸透を防止する。
- ・石綿含有産業廃棄物は、品目ごとに分別したまま、飛散しないよう保管する。
- ・水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は、他のものと混合するおそれのないように他のものと保管場所を分けて保管する。

- ・施設の飛散流出対策等について記入してください。
- ・特別管理産業廃棄物の場合には、安全対策（腐敗、腐食、爆発性等）についても記入してください。
- ・積替え保管を行わない場合は、「該当なし」と記入してください。

(3) その他

ISO14000を取得し、環境負荷の低減を推進する。

環境保全に対し特別な措置を講ずる場合は、記入してください。

(第6面)

運搬車両の写真

自動車登録番号 又は車両番号	← 第2面と整合を取ってください。		
前 面 写 真	写真の方向等について図示するのが望ましい。 注意事項 ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">セミトレーラ等ナンバープレートが後部にしかないものは、後部から写真を撮ってください。</div>		
	側 面 写 真	注意事項 ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;">既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」(140ポイント以上)、「会社名(事業所名)」(90ポイント以上)、「許可番号」(90ポイント以上)）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</div>	
運搬車には、「産業廃棄物収集運搬車」、「豊田市株式会社」及び「許可番号」を車体の両側面に鮮明に表示します。		撮影	年 月 日

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
<div data-bbox="678 436 1353 555" style="border: 3px double black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">・第2面とそろえてください。・用途については、当該運搬容器に係る品目をすべて記入してください。</div> <p data-bbox="411 629 533 658">注意事項</p> <p data-bbox="435 665 954 694">容器の全体が写るように撮影すること。</p>			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p data-bbox="411 1518 533 1547">注意事項</p> <p data-bbox="435 1554 954 1583">容器の全体が写るように撮影すること。</p>			
		撮影	年 月 日

(第8面)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資金の総額	5,500 + 3,200/年	
土地	(賃借) 500/年	
事務所	(賃借) 300/年	
収集運搬車両	(1台購入) 5,500 (2台賃借) 2,400/年	
積替保管施設	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業開始に新たな資金を必要としない場合は、資金の総額欄に「現在営んでいる〇〇業のものを使用するため新たな資金は必要ありません。」等と記入してください。 ・ 現在、他業を営んでいても、次の決算を迎える前に車両の購入等をしている場合は、その内容を記入してください。 </div>	
自己資金		3,200/年
借入金		5,500
(借入先名)		岡崎銀行 5,500 (融資証明書、返済方法については別紙のとおり)
調 達 方 法	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業の開始に必要な施設の購入等に係る借入金がある場合は、借入先、借入金額を記載し、融資証明書、返済計画を添付してください。</p> </div>	
	その他	
増 資		
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(日本産業規格 A列4番)

(第9面)

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
令和〇〇年〇〇月〇〇日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	現金 普通預金		300 5,000
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地	自宅		10,000
建物	自宅		10,000
備品			
車両		2台	4,700
その他			
資 産 計			30,000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

・個人で申請する場合のみ添付してください。法人の場合は不要です。

・青色申告している場合は、直前事業年度の貸借対照表を添付の上、同表のとおり（資産のうち事業主貸、負債のうち事業主借を除く。）に記入してください。

・白色申告している場合は、金融機関の残高証明書等（資金が確保できることを証する書類）を添付の上、その内容と整合をとってください。なお、添付していただく書類は、上記の日付現在の残高等としてください。

・土地、建物等の価格は、購入時の金額又は資産台帳、固定資産税等を参考に記入してください。また、その基となった書類を添付してください。

(日本産業規格 A列4番)

(第10面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊 田 市 長 様

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・いわゆる欠格要件に該当しないことを各役員等に確認したうえで、誓約してください。・欠格要件に該当する場合は、不許可となります。 |
|--|

申請者

住 所 豊田市西町3丁目60番地

氏 名 豊田市株式会社
代表取締役 豊田 一郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

保管計画書

産業廃棄物の種類	保管方法	保管面積 (m ²)	保管容積 (保管上限) (m ³)	保管高さ (m)	備考
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)	建屋内 コンテナ保管	16	8 (9.6 t)	—	1日当たりの平均的搬出量の4.8日分
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)	建屋内 コンテナ保管	4	2 (3.4 t)	—	1日当たりの平均的搬出量の1.7日分
以上、水銀使用製品産業廃棄物を除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・保管方法：屋内・外の別、容器の使用（又は野積み）を明記してください。 ・保管面積、保管容積、保管高さ：図面等に根拠を明記してください。必要に応じて計算式を添付してください。 ・備考欄：1日当たりの平均的搬出量の○. ○日分を明記してください。 ・屋外保管の場合、その品目を運搬できる車両の最大積載量の合計（1往復/台・日）で算出してください。 ・屋内保管の場合もそれに準じて算出してください。 <p>※ 保管施設の構造、保管容積、保管高さ等には法律や要綱により規制がかかりますので、事前にご相談ください。</p>				
合計 2 品目		20	10		6.5日分
所在地 豊田市渡刈町大明神39番地3	管理責任者 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 一宮 さくら <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">合計が7日を超えないこと。</div> </div>				
全体面積	保管面積 (合計)	保管容積 (合計)			
100 m ²	20 m ²	10 m ³			

(注) 保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。